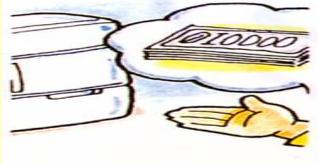


身近なトラブルでお困りの方へ ～民事調停で円満な解決を～



修理代はどうなるの？

トラブル発生



代金を払ってくれない…。

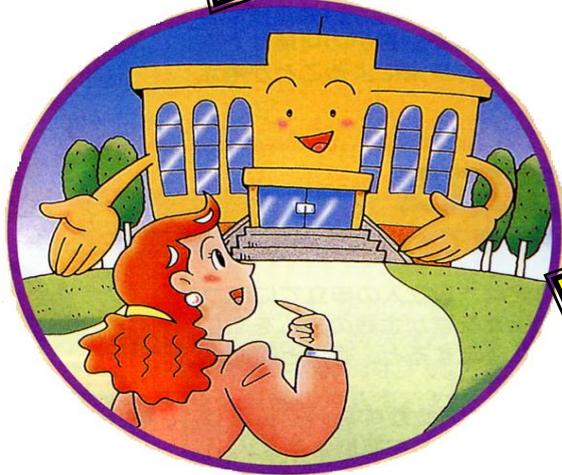


裁判？
どうやって訴えたらいいの？
裁判所なんて行ったことがない。
法律のこともよくわからない。
裁判って何だか難しそう。



話し合い？
裁判というほどでもないし、話し合いで、円満にトラブルを解決したい。
でも、自分一人だと自信がないし、誰かが間に入ってくれればいいけど、どうやって探したらいいんだろう。

**話し合いによって、トラブルを解決する
手続が、裁判所にあります。**



裁判所には、**裁判官と調停委員**が間に入り、当事者の話し合いによって、トラブルを円満に解決する「**民事調停**」という手続があります。

民事調停は、**裁判所**で行われる手続ですが、裁判のように厳格なものではなく、**話し合い**をもとにした**柔軟な手続**のもと、**時間や費用をかけずに円満なトラブル解決**を目指します。

民事調停の手続の流れ

調停の申立て



調停期日



Q. 申立ての方法は？

A. 原則として、相手方の住所のある地区の裁判を受け持つ簡易裁判所に、「申立ての趣旨」と「紛争の要点」を記載した申立書を提出して申し立てます。
申立ての費用については、裁判所ウェブサイト内の「簡易裁判所の民事事件Q&A」(http://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_kansai/qa_kansai16.html)や「手数料」のページ(<http://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/tesuuryou.html>)をご覧ください。

Q. 解決するまでにどのくらいかかりますか？

A. 調停にかかる期間は、事案にもよりますが、平均すると2～3か月です。期日の回数は、平均すると2～3回になります。

Q. 手続はどこで行われますか？

A. 裁判所の中にある調停室で行われます。裁判とは異なり、手続は非公開ですので、プライバシーや、営業等の秘密を守ることができます。

Q. どんな人が間に入ってくれるのですか？

A. 調停主任(裁判官又は民事調停官)1人と民事調停委員2人以上で組織する調停委員会が調停を行います。
民事調停官は、5年以上の経験を有する弁護士の中から最高裁判所が任命します。
民事調停委員は、民事紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する人又は社会生活の上で豊富な知識経験を持つ人の中から選ばれます。

Q. 法律以外の専門的知識を必要とするトラブルでも大丈夫ですか？

A. 民事調停委員には、専門的知識経験を有する人もおり、医師、建築士、不動産鑑定士等の専門家の民事調停委員も任命されています。

※詳しくは、「簡易裁判所の民事事件Q&A」(http://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_kansai/index.html)をご覧ください。



合意に至った場合



調停成立

Q. 相手が、合意した内容や決定した内容を履行してくれない場合はどうなるのですか？

A. 合意した内容や決定した内容によっては、それらが記載された調書等に基づいて、強制執行をすることができます。

合意に至らなかった場合

調停に代わる決定

Q. 合意に至らなければ、全て不成立になるのですか？

A. 合意に至らなかった場合でも、それまでの経過に照らして適当な事案については、「調停に代わる決定」によって、それまでの調整内容を踏まえた裁判所の判断が示され、早期にトラブルの解決を図ることができます。詳しくは、「簡易裁判所の民事事件Q&A」(http://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_kansai/qa_kansai21.html)をご覧ください。

異議申立てなし

決定の確定

異議申立て

決定の失効

調停不成立

訴訟

Q. 話し合いがまとまらなかった場合、どうしたらよいのですか？

A. 改めて、裁判を起すこともできます。

離婚や相続、遺産分割といった、家庭内のトラブルについては、家庭裁判所が取り扱っています。

裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp>)には、他にも、民事調停に関する情報を掲載していますので、あわせてご参照ください。

ご不明な点がございましたら、最寄りの裁判所までお問合せください。